

一般社団法人日本遊戯療法学会倫理規程

制定：2019年5月18日

最近改正：2021年6月18日

一般社団法人日本遊戯療法学会定款第7条2の規定に基づき、この規程を制定する。

[目的]

第1条 この規程は、会員が行う実践、および研究活動の倫理に関する諸行為について、その適正を期することを目的とする。

第2条 一般社団法人日本遊戯療法学会（以下「本会」という。）は、会員がその専門的業務に従事するに当たって遵守すべき道義的事項に関する倫理綱領を、別に定める。

第3条 本会に、前2条に係わる事項を審議するために倫理委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

[委員会の業務]

第4条 委員会は、第1条の目的及び倫理綱領の目的を達成するため、本会の理事長（以下「理事長」という。）の指示の下に次の業務を行う。

2. この規程並びに倫理綱領の改廃に関する審議
3. 会員の倫理向上に向けての本学会研修委員会等への提言
4. 理事長からの諮問に基づく倫理綱領違反に関する裁定案の答申
5. その他、委員会が必要と認める業務

[委員会の構成]

第5条 委員会は、本会の理事の互選による2名と、理事会の付託を受けた評議員および会員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、本条第1項の理事のうち理事長の指名を受けた1名をもって充てる。
3. 委員の任期は、2年とする。
4. 委員長は、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることができない。

[委員会の運営]

第6条 委員長は、理事長の命を受けて委員会を開催し、議長となる。

2. 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立するものとする。
3. 委員会は、出席委員の5分の4以上の賛成により決定を行う。
4. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

[委員会の報告]

- 第7条 委員長は、理事長から審議を付託された日から起算して、3ヶ月以内に審議の結果を理事長に報告しなければならない。ただし、資料収集、事情聴取等の調査を要するものはこの限りではない。
2. 第4条第3項に定める諮問については、委員長は、理事長への報告に際し、その倫理綱領違反をした者に対して嚴重注意、一定期間の会員資格の停止、除名、その他の裁定案を答申するものとする。

[裁定]

- 第8条 除名の裁定は、本会評議員会において評議員の3分の2以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。除名以外の裁定は、理事会の3分の2以上の議決をもって、理事長への答申とすることができる。この場合、理事長は裁定実施後に評議員会で報告を行う。

[改正手続]

- 第9条 この規程の改正は、委員会の議を経て、本会理事会において理事の3分の2以上の議決によって承認を得た後、理事長がこれを行う。

附 則 本規程は、2019年5月18日より施行する。

附 則 本規程は、2021年6月18日より施行する。